

4 交付金制度における地域計画の作成及び事後評価の実施

勸 告	説明図表番号
<p>(1) 地域計画の承認のための審査の状況</p> <p>交付金の交付要綱では、交付期間は、地域計画に基づいて行われる交付対象事業が実施される年度からおおむね 5 年以内とされており、リサイクル推進施設や熱回収施設等の整備事業を始め、廃棄物処理施設整備に係る計画支援事業等が交付対象事業とされている。</p> <p>また、交付対象事業を実施しようとする市町村は、循環型社会形成推進のための現状と目標や施策の内容等を記載した地域計画を作成し、環境大臣に提出しなければならないとされており、交付対象は人口 5 万人以上又は面積 400 km²以上の地域計画対象地域を構成する市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体（ただし、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域等を含む場所については人口又は面積にかかわらず対象とする。）とされている。なお、地域計画作成マニュアルでは、地域計画を作成しようとする市町村がこの規模要件に満たない場合、近隣市町村とともに一般廃棄物処理の広域化を図ることとし、計画対象地域の設定に当たっては、都道府県において策定されている広域化計画のブロック割り等を考慮することとされている。</p> <p>一方、「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」（平成 17 年 4 月 11 日付け環廃対発第 050411002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知。以下「交付取扱要領」という。）では、市町村等は、作成した地域計画を所管都道府県を経由して環境大臣に提出し、提出された地域計画について、環境省は記載事項の内容や記載漏れがないかを確認する等の審査をした上で、速やかに承認するものとされている。</p> <p>平成 17 年度に交付金制度が創設されて以降、26 年度までの 10 年間において、全国で作成された地域計画は 651 計画あり、調査対象 14 都道府県では、17 年度以降に 70 市町村等で 242 計画が作成されている。</p> <p>環境省は、市町村等から提出された地域計画を審査するため、チェックリストを作成し、これに基づいて審査を行っている。</p> <p>今回、調査対象 14 都道府県内の 43 市町村等（本項目においては、地域計画作成主体である東京都を含む。）が作成した 56 計画の環境省における承認に係る審査の実施状況について調査したところ、①地域計画と一般廃棄物処理基本計画（注）の総排出量の目標値の整合性が取れていない事例、②単独では交付金の交付対象とはならない市町村等が、単独で交付要件を満たす市町村等と共同で地域計画を作成しているものの、ごみの一体的処理に係る具体的な施策が盛り込まれていない事例がみられた。</p> <p>（注） 一般廃棄物処理基本計画は、廃掃法第 6 条第 1 項の規定に基づき市町村が作成す</p>	<p>表 1－⑨－ii （再掲）</p> <p>表 3－(2)－① （再掲）</p> <p>表 4－(1)－①</p> <p>表 1－（参考） －イ（再掲）</p> <p>表 4－(1)－②</p> <p>表 4－(1)－③</p> <p>表 4－(1)－④</p> <p>表 4－(1)－⑤</p>

るもので、市町村の一般廃棄物処理の基本方針を示すもの。

上記①の事例がみられた主な理由・原因は、市町村における地域計画の目標値の算定の誤りや地域計画と一般廃棄物処理基本計画の策定担当部署の違いといった事情はあるものの、そもそも交付要綱や交付取扱要領において、市町村等が一般廃棄物等の処理の目標値の設定をする際の設定の仕方が示されておらず、また、環境省において地域計画の審査を行う際に用いられるチェックリストにおいて、一般廃棄物処理基本計画及び地域計画において設定した目標値が異なる場合の具体的な審査方法や判断基準が示されていないため、審査の内容が環境省の各担当者によって異なる傾向となっており、さらに、同省では市町村等が策定した一般廃棄物処理基本計画の提出を求めているため、地域計画と一般廃棄物処理基本計画の目標値の整合性を確認することができていないことによるものと考えられる。

また、上記②の事例についても、チェックリストにおいて、「構成市町村の面積、人口の合計が面積要件（400 km²以上）又は人口要件（5 万人以上）を満たしているか又は、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域のいずれか 1 項目以上に該当しているか」という確認項目があるものの、ごみ処理の広域化の検討状況や進捗状況についての具体的な審査方法や判断基準が示されていないため、①の例と同様、審査の内容が環境省の各担当者によって異なる傾向となっていることによると考えられる。

なお、チェックリストは平成 17 年度に交付金が創設された際に作成されて以降改定されておらず、22 年度に改定された廃掃法基本方針の目標値の変更がチェックリストに反映されていない。

【所見】

したがって、環境省は、交付金事業の適切かつ効果的な実施を確保する観点から、地域計画における具体的な目標値の立て方等の基準・目安を市町村等に示すとともに、統一的な視点で組織的に審査ができるようチェックリストを見直す必要がある。

表 4- (1) - ⑥

表 4- (1) -① 「循環型社会形成推進交付金交付取扱要領」(平成 17 年 4 月 11 日付け環廃
 対発第 050411002 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)(抜粋)

<p>1. 循環型社会形成推進地域計画の提出について</p> <p>(2) 市町村は、作成した地域計画は所管都道府県を經由して環境大臣に提出すること。</p> <p>(3) 提出された地域計画について、環境省は当該地域計画の記載事項の内容や記載も れがないかを確認する等の審査をした上で、速やかに承認するものとする。</p>

表 4- (1) -② 地域計画の審査を行うためのチェックリスト

<p>1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項</p> <p>(1) 対象地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構成市町村ごとに面積、人口が記載されているか。 ○ 構成市町村の面積、人口の合計が面積要件(400 km²)又は人口要件(5 万人以上)を満たしているか又は、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、山村地域、半島地域、過疎地域のいずれか 1 項目以上に該当しているか。 ○ 計画地域の施設の位置等、計画に必要な情報を示した地図が資料で添付されているか。 <p>(2) 計画期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画期間は 5 年から 7 年までの範囲となっているか。 <p>(3) 基本的な方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 計画の目的及び本計画により地域が目指す姿が記載されているか。 <p>2 循環型社会形成推進のための現状と目標</p> <p>(1) 一般廃棄物等の処理の現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物の処理状況フロー図が記載されているか。 ○ 処理状況フロー図の各数値が様式 1 に記載されている直近年の実績と一致しているか。 ○ 記述内容が処理状況フロー図に対応しているか。 <p>(3) 一般廃棄物等の処理の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現状の数値が処理状況フロー図と一致しているか。 ○ 目標年度が計画終了の翌年度(例えば 5 年計画の場合は 6 年目)となっているか。 ○ 構成市町村ごとの積み上げにより目標値を設定している場合は、市町村ごとの現状と目標がわかるようになっているか。 ○ 排出量について、家庭系では 1 人当たりの、事業系では 1 事業者当たりの、それぞれ原単位が記載されているか。 ○ 排出量とともに、目標値の現状に対する割合が記載されているか。 ○ 再生利用量、減量化量及び最終処分量とともに、排出量に対する割合が記載さ

れているか。

- 目標値の設定に矛盾や問題がないか。
- 表中の指標の定義が記されているか。
- 目標達成時のフロー図が記載されているか。また、図中の各数値が前述の目標値と対応しているか。
- 一般廃棄物処理計画で設定している目標値と整合性がとれているか。(廃棄物処理法では一般廃棄物処理計画を定めなければならないこととされていることから、定めていない場合、定めるよう指導)

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

- 有料化について検討されているか。
- 環境教育・普及啓発についての施策が記載されているか。
- 施策の記述に、商標名が記載されている場合はそれらの単語を削除してもらう。

(2) 処理体制

- 家庭ごみの処理体制の現状と今後について、分別区分、処理方法、処理量、処理施設等の現状を踏まえた上で、今後の体制に関し記載されているか。
- 目標年次までの分別区分の統一状況について記載されているか。
- 事業系ごみの処理体制の現状と今後について、分別区分、処理方法、処理量、処理施設等の現状を踏まえた上で、今後の体制に関し記載されているか。
- 今後の処理体制の要点について、分別区分、収集運搬・処分方法、各種リサイクル法への対応、併せ産廃の受入対応等に関して、(2)で書かれた事項が簡潔にまとめられて記載されているか。

(3) 処理施設等の整備

- 交付金により整備する施設について記載されているか。
- 整備理由について、既存施設の老朽化、広域処理による施設の集約化及び効率化、3Rの推進、環境保全、コスト削減などの観点から簡潔に記載されているか。
- 現有施設の概要が資料として添付されているか。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

- 交付金により実施する計画支援事業が記載されているか。

(5) その他の施策

- 不法投棄対策に関する施策について記載されているか。
- 災害時の廃棄物処理に関する事項について記載されているか。

4 計画のフォローアップと事後評価

- 地域計画作成マニュアルに示す記載例に沿った文言になっているか。

表 4- (1) -③ 調査対象 14 都道府県内の 43 市町村等が作成した地域計画

No.	都道府県	地域名	計画期間	目標年度	事後評価の実施状況
1	北海道	旭川地域	平成 24. 4. 1～29. 3. 31	平成 29	未実施
2	北海道	北見地域	平成 17. 4. 1～22. 3. 31	平成 22	実施済み
3	北海道	江別地域	平成 17. 4. 1～22. 3. 31	平成 22	実施済み
4	北海道	登別市地域	平成 23. 4. 1～28. 3. 31	平成 28	未実施
5	宮城県	仙台市	平成 23. 4. 1～30. 3. 31	平成 30	未実施
6	宮城県	黒川地域	平成 25. 4. 1～30. 3. 31	平成 30	未実施
7	宮城県	亘理名取共立衛生処理組合	平成 21. 4. 1～28. 3. 31	平成 28	未実施
8	宮城県	仙南地域広域行政事務組合地域	平成 21. 4. 1～28. 3. 31	平成 28	未実施
9	山形県	東根市外二市一町共立衛生処理組合地域	平成 18. 4. 1～23. 3. 31	平成 23	実施済み
10	山形県	最上広域市町村圏事務組合地域①	平成 18. 4. 1～23. 3. 31	平成 23	実施済み
11	山形県	最上広域市町村圏事務組合地域②	平成 25. 4. 1～30. 3. 31	平成 30	未実施
12	山形県	置賜広域行政事務組合①	平成 19. 4. 1～24. 3. 31	平成 24	実施済み
13	山形県	置賜広域行政事務組合②	平成 24. 4. 1～29. 3. 31	平成 29	未実施
14	群馬県	伊勢崎ブロック地域	平成 20. 4. 1～27. 3. 31	平成 27	未実施
15	群馬県	吾妻東部地域	平成 18. 4. 1～23. 3. 31	平成 23	実施済み
16	埼玉県	川越市	平成 18. 4. 1～23. 3. 31	平成 23	実施済み
17	埼玉県	川口市	平成 20. 4. 1～27. 3. 31	平成 27	未実施
18	埼玉県	久喜宮代衛生組合	平成 25. 4. 1～30. 3. 31	平成 30	未実施
19	東京都	八王子市①	平成 19. 4. 1～25. 3. 31	平成 25	未実施(※1)
20	東京都	八王子市②	平成 25. 4. 1～30. 3. 31	平成 30	未実施
21	東京都	東村山市	平成 22. 4. 1～28. 3. 31	平成 28	未実施
22	東京都	三鷹・調布地域①	平成 18. 10. 1～25. 3. 31	平成 25	未実施(※2)
23	東京都	三鷹・調布地域②	平成 26. 4. 1～31. 3. 31	平成 31	未実施

24	東京都	東京二十三区地域（東京二十三区清掃一部事務組合）①	平成 18. 4. 1～23. 3. 31	平成 23	実施済み
25	東京都	東京二十三区地域（東京二十三区清掃一部事務組合）②	平成 23. 4. 1～28. 3. 31	平成 28	未実施
26	東京都	東京二十三区地域（東京都）①	平成 17. 4. 1～22. 3. 31	平成 22	未実施(※3)
27	東京都	東京二十三区地域（東京都）②	平成 23. 4. 1～28. 3. 31	平成 28	未実施
28	神奈川県	横浜市①	平成 17. 4. 1～23. 3. 31	平成 23	実施済み
29	神奈川県	横浜市②	平成 23. 4. 1～28. 3. 31	平成 28	未実施
30	神奈川県	厚木愛甲地域	平成 18. 4. 1～23. 3. 31	平成 23	実施済み
31	福井県	福井市	平成 22. 4. 1～27. 3. 31	平成 27	未実施
32	福井県	若狭町	平成 20. 4. 1～25. 3. 31	平成 25	実施済み
33	福井県	美浜・三方地域	平成 19. 4. 1～24. 3. 31	平成 24	実施済み
34	愛知県	岡崎地域	平成 19. 4. 1～24. 3. 31	平成 24	実施済み
35	愛知県	安城市	平成 24. 4. 1～29. 3. 31	平成 29	未実施
36	愛知県	稲沢市	平成 23. 4. 1～28. 3. 31	平成 28	未実施
37	愛知県	知多南部地域①	平成 18. 4. 1～25. 3. 31	平成 25	実施済み
38	愛知県	知多南部地域②	平成 25. 4. 1～30. 3. 31	平成 30	未実施
39	大阪府	堺市①	平成 18. 4. 1～25. 3. 31	平成 25	実施済み
40	大阪府	堺市②	平成 25. 4. 1～30. 3. 31	平成 30	未実施
41	大阪府	泉南市阪南市地域	平成 24. 4. 1～29. 3. 31	平成 29	未実施
42	広島県	三原地域①	平成 20. 4. 1～26. 3. 31	平成 26	未実施
43	広島県	三原地域②	平成 26. 4. 1～31. 3. 31	平成 31	未実施
44	広島県	福山地域	平成 20. 4. 1～26. 3. 31	平成 26	未実施
45	広島県	三次市	平成 23. 4. 1～28. 3. 31	平成 28	未実施
46	広島県	大竹地域	平成 20. 12. 1～25. 3. 31	平成 25	実施済み
47	広島県	広島安芸地域	平成 25. 4. 1～32. 3. 31	平成 32	未実施
48	香川県	高松市①	平成 20. 4. 1～25. 3. 31	平成 25	実施済み
49	香川県	高松市②	平成 25. 4. 1～30. 3. 31	平成 30	未実施
50	香川県	香川県東部地域①	平成 18. 4. 1～23. 3. 31	平成 23	実施済み
51	香川県	香川県東部地域②	平成 23. 4. 1～30. 3. 31	平成 30	未実施
52	愛媛県	松山市①	平成 17. 4. 1～22. 3. 31	平成 22	実施済み

53	愛媛県	松山市②	平成 22. 4. 1～27. 3. 31	平成 27	未実施
54	福岡県	糸島市	平成 24. 4. 1～31. 3. 31	平成 31	未実施
55	福岡県	筑紫野・小郡・基山地域	平成 17. 4. 1～22. 3. 31	平成 22	実施済み
56	福岡県	田川地域	平成 21. 4. 1～26. 3. 31	平成 26	未実施

(注) 1 当省の調査結果による。

- 2 ※1 の八王子市については、調査時点（平成 27 年 2 月）において、事後評価書を東京都に提出はしていたが、東京都から環境省へは未提出であったことから、未実施として整理した（東京都から環境省へは同年 3 月に提出済み）。
- 3 ※2 の三鷹・調布地域については、調査時点（平成 27 年 2 月）において、当該地域の地域計画を作成したふじみ衛生組合から東京都に対して事後評価書が提出されていなかったため、未実施として整理した（東京都に対し同年 3 月に提出済み）。
- 4 ※3 の東京都については、予定していた最終処分場の整備計画を一部先送りにしたため、第 2 期計画の事後評価の際に第 1 期計画分を含めて事後評価を実施することとしているため、未実施として整理した。

表 4- (1) -④ 地域計画と一般廃棄物処理基本計画の目標値の整合性が取れていない事例

稲沢市は、廃掃法第 6 条第 1 項の規定に基づいた一般廃棄物処理基本計画として、平成 17 年度に 18 年度から 27 年度までを計画期間とした「ごみ処理基本計画」を策定し、同計画実施後 5 年を経過した平成 23 年度に、同市のごみ処理の現状を踏まえた同計画の見直しを行っている。

一方、稲沢市は、交付金を活用してごみ処理施設（稲沢市環境センター）の老朽化及び処理能力の低下のための基幹的整備並びに施設の長寿命化を図るべく、ごみ処理基本計画の見直しと同時期に、平成 23 年度から 27 年度までを計画期間とした地域計画を作成している。

稲沢市のごみ処理基本計画及び地域計画における各種排出量の目標値を比較すると以下のとおりとなっている。

○ 2 つの計画に係る目標値の設定状況

区分	ごみ処理基本計画	地域計画
目標年度	平成 27 年度	平成 28 年度
家庭系ごみ排出量	23,013 t 1 人 1 日当たり 468 g	31,156 t 1 人当たり年間 233 kg
事業系ごみ排出量	7,540 t 1 人 1 日当たり 153 g	7,463 t 1 事業所当たり年間 1,456 kg
資源化量	8,571 t 1 人 1 日当たり 174 g	8,604 t —

(注) 地域計画の「家庭系ごみ排出量」は「1人当たり年間 233 kg」とされており、「1人1日当たり」とされていない。1人1日当たり換算すると「638 g」となり、ごみ処理基本計画の「468 g」とかい離している。

上表のとおり、目標年度が1年相違することを考慮しても、家庭系ごみ排出量に大きな差異があり、また1人当たりの目標値の定義も相違している。

稲沢市は、この理由について、地域計画の「家庭系ごみ排出量」は、本来資源化量を差し引いて計算しなければならないが、誤ってこれを算入してしまったためとしている。

なお、地域計画の家庭系ごみ排出量 31,156 t から資源化量 8,604 t を差し引くと 22,552 t となり、ごみ処理基本計画における家庭系ごみ排出量 23,013 t と近似する。

同時に、稲沢市は、ごみ処理基本計画は資源対策課が、地域計画は環境施設課が、それぞれ作成したとしており、作成担当課が相違したことも目標数値が不統一となった原因と考えられる。

(注) 当省の調査結果による。

表 4- (1) - ⑤ 共同で地域計画を作成しているものの、ごみの一体的処理に係る具体的な施策が盛り込まれていない事例

「循環型社会形成推進交付金制度 Q & A」(平成 22 年 12 月環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)によると、「A市単独の処理施設にかかる基幹的設備改良事業を行いたい、A市単独では交付金の人口・面積要件を満たさない」場合、「基幹的設備改良事業においても、交付金の人口・面積要件を満たす必要があるため、御質問の場合に交付対象となるためには、人口・面積要件を満たす地域計画を作成する必要がある。なお、その際、地域計画が地域の 3R 推進のための総合的な計画であることに鑑み、A市の基幹的設備改良事業のみではなく、周辺市町村と共に他の 3R 推進のための具体的な施策が地域計画に盛り込まれるべきことは当然である」とされている。

表 1 循環型社会形成推進交付金制度 Q & A (抜粋)

No.	質問	回答
57	<u>A市単独の処理施設にかかる基幹的設備改良事業を行いたい、A市単独では交付金の人口・面積要件を満たさない。</u> この場合、周辺市町村と共に地域計画を作成し、人口・面積要件を満たす必要があるか。	<p>基幹的設備改良事業においても、交付金の人口・面積要件を満たす必要があるため、御質問の場合に <u>交付対象となるためには、人口・面積要件を満たす地域計画を作成する必要がある。</u></p> <p>なお、その際、地域計画が、地域の 3R 推進のための総合的な計画であることに鑑み、A市の基幹的設備改良事業のみではなく、<u>周</u></p>

		<u>辺市町村と共に他の 3R 推進のための具体的な施策が地域計画に盛り込まれるべきことは当然</u> である。
--	--	--

(注) 下線は当省が付した。

玉村町では、単独では交付金の交付対象となるための人口・面積要件を満たすことができないため、近隣の伊勢崎市と連名で平成 20 年 1 月に 20 年 4 月 1 日から 27 年 3 月 31 日までを計画期間とした「伊勢崎ブロック地域循環型社会形成推進地域計画」を作成し、玉村町クリーンセンター（ごみ焼却施設）の基幹的設備改良事業を平成 23 年度及び 24 年度に実施しており、今後の処理体制について当該地域計画には「伊勢崎市および玉村町の焼却処理施設の更新時にあわせて、伊勢崎ブロック地域の一体的処理について検討する。なお、既存施設の有効利用の点から、伊勢崎市及び玉村町の焼却処理施設の延命化を図りつつ、一体処理による広域化を目指す」と記載されている。

表 2 伊勢崎ブロック地域循環型社会形成推進地域計画（平成 20 年 1 月作成、23 年 1 月（一部変更）伊勢崎市・玉村町）（抜粋）

<p>1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項</p> <p>(3) 基本的な方向</p> <p>構成市においては、平成 17～19 年度に「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、限りある資源を有効に活用し、循環型社会の形成を図るため、更なるごみの減量化・資源化に向けて、住民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を果たし、<u>お互いに協力しながら取り組んでいく</u>こととしている。このようなことから、本計画においてもこの基本的な考え方を踏まえたものとする。</p> <p>3 施策の内容</p> <p>(2) 処理体制</p> <p>オ 今後の処理体制の要点</p> <p>3) 今後の処理体制</p> <p>◇ <u>伊勢崎市および玉村町の焼却処理施設の更新時にあわせて、伊勢崎ブロック地域の一体的処理について検討する。</u></p> <p><u>なお、既存施設の有効利用の点から、伊勢崎市及び玉村町の焼却処理施設の延命化を図りつつ、一体処理による広域化を目指す。</u></p>

一方、伊勢崎市についても、当該地域計画において伊勢崎市清掃リサイクルセンター21（ごみ焼却施設）の基幹的設備改良事業を平成 25 年度に実施している。このことについて玉村町は、両市町の施設の稼働時期が 10 年違うため（玉村町クリーンセンターは平成 2 年、

伊勢崎市清掃リサイクルセンター21は12年)、当面はそれぞれで単独処理を継続する必要があったためとしている。

このため、当該地域計画には伊勢崎ブロック地域の一体的処理の検討に係る具体的なスケジュール等は記載されておらず、共同で実施する3R推進のための具体的な施策が盛り込まれていない。

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 下線は当省が付した。

表4- (1) -⑥ チェックリストの未改正箇所

区分	チェックリスト	基本方針 (平成22年12月変更)
排出量	<u>平成22年度における排出量を平成9年度比で約5%削減</u>	<u>平成27年度における排出量を平成19年度比で約5% (平成9年度比で約9%) 削減</u>
再生利用量	<u>平成22年度における再生利用率を24%とする</u>	<u>平成27年度における再生利用率を約25%とする</u>
最終処分量	<u>平成22年度における最終処分量を平成9年度のおおむね半分にする</u>	<u>平成27年度における最終処分量を平成19年度比で約22% (平成9年度比で約59%) 削減</u>

- (注) チェックリスト及び「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成13年5月環境省告示第34号)を基に当省が作成した。